

総政企第 258 号
令和元年 12 月 20 日

統計委員会委員長
北 村 行 伸 殿

総務大臣
高 市 早 苗

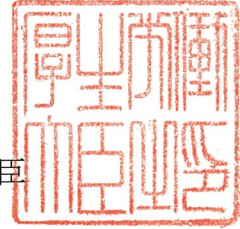


諮問第 136 号
医療施設調査の変更について（諮問）

標記について、令和元年 12 月 13 日付け厚生労働省発政統 1213 第 1 号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

厚生労働省発政統1213第1号
令和元年12月13日

総務大臣 殿



厚生労働大臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

医療施設調査

主管部課	厚生労働省 政策統括官付参事官付 保健統計室医療施設統計第一係
事務担当者	大田 美穂子 電話 03 (5253) 1111 内線 7520 e-mail oota-mihoko@mhlw.go.jp



申請事項記載書(案)

1 調査の名称
医療施設調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める<u>個人又は法人その他</u>の団体</p> <p>(1) 数</p> <p>ア 静態調査</p> <p>【病院票】 8,300 施設</p> <p>【一般診療所票】 102,631 施設</p> <p>【歯科診療所票】 68,511 施設</p> <p>(いずれも令和元9月現在)</p> <p>イ 動態調査</p> <p>都道府県 47</p> <p>保健所を設置する市 84</p> <p>特別区 23</p> <p>(いずれも令和元年9月現在)</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア 静態調査</p> <p>医療施設の管理者</p> <p>なお、調査票の提出方法については下記6(2)ア(ア)、調査票の提出期限については下記7(2)ア(イ)①のとおり。</p> <p>イ 動態調査</p> <p>都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長</p> <p>なお、調査票の提出方法については下記6(2)イ、調査票の提出期限</p>	<p>4 報告を求める<u>者</u></p> <p>(1) 数</p> <p>ア 静態調査</p> <p>【病院票】 8,449 施設</p> <p>【一般診療所票】 101,469 施設</p> <p>【歯科診療所票】 68,910 施設</p> <p>(いずれも平成28年8月現在)</p> <p>イ 動態調査</p> <p>都道府県 47</p> <p>保健所を設置する市 79</p> <p>特別区 23</p> <p>(いずれも平成30年4月現在)</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア 静態調査</p> <p>医療施設の管理者</p> <p>なお、調査票の提出方法については下記6、調査票の提出期限については下記7(2)のとおり。</p> <p>イ 動態調査</p> <p>都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長</p> <p>なお、調査票の提出方法については下記6、調査票の提出期限については下記7(2)のとおり。</p>	<p>直近の数値に更新 (令和元年9月末概数)</p> <p>提出方法及び提出期限を明確にするもの。</p>

<p>については下記7(2)イのとおり。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項(詳細は調査票を参照)</p> <p>ア 静態調査</p> <p>イ 動態調査</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>ア 静態調査</p> <p>(ア) 調査票の配布</p> <p>保健所長は、<u>令和2年10月1日</u>までに、医療施設に調査票を配布する。</p> <p>(イ) 調査票の提出期限</p> <p>① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限<u>令和2年10月末日まで</u>までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。</p> <p>④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、<u>令和2年11月下旬</u>までに厚生労働大臣に提出</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項(詳細は調査票を参照)</p> <p>ア 静態調査</p> <p>イ 動態調査</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>ア 静態調査</p> <p>(ア) 調査票の配布</p> <p>保健所長は、<u>平成29年10月1日</u>までに、医療施設に調査票を配布する。</p> <p>(イ) 調査票の提出期限</p> <p>① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。</p> <p>④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、<u>平成29年11月上旬</u>までに厚生労働大臣に提出</p>	<p>(別添調査票新旧対照表のとおり)</p> <p>調査年の変更</p> <p>公表期日の起算点となる医療施設から保健所への提出期限を明記するもの。</p> <p>調査年の変更。また、経路機関及び報告者の負担軽減を図るため提出期限を変更す</p>
--	---	--

<p>する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>8 集計事項 別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 静態調査及び動態調査の結果は、<u>厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。</u> <u>また、報告書については、医療施設調査結果表一覧に掲載する結果表から一部抜粋して刊行する。</u></p> <p>(2) 公表の期日 静態調査の結果は、<u>概数は調査実施年翌年10月下旬に、確定数は調査実施年翌年12月下旬に公表する。</u>動態調査の結果は、調査対象月の翌々月下旬に公表する。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 (2) 保存責任者 <u>・記入済み調査票：厚生労働省保</u></p>	<p>出する（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>8 集計事項 別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 静態調査及び動態調査の結果は、<u>インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日 静態調査の結果は、調査実施年翌年10月に、動態調査の結果は、調査対象月の翌々月下旬に公表する。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 (2) 保存責任者 <u>厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担</u></p>	<p>るもの。</p> <p>（別添変更結果表一覧のとおり）</p> <p>インターネットによる公表に関する具体的な記載への整理及び報告書への掲載内容を整理するもの。</p> <p>申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や利活用ニーズを踏まえた上で、公表期日を変更するもの。</p> <p>保存責任者の変更に</p>
---	--	--

<p>健統計官</p> <p>・ <u>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体:厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) 付参事官(企画調整担当)</u></p>	<p><u>当)</u></p>	<p>よるもの。</p>
--	------------------	--------------

調査計画（変更後）（案）

1 調査の名称

医療施設調査

（この調査は、医療施設静態調査（以下「静態調査」という。）及び医療施設動態調査（以下「動態調査」という。）の2種類からなる。）

2 調査の目的

この調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）に定める病院及び診療所（法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。以下同じ。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

静態調査は、病院票（別紙様式第1号）、一般診療所票（別紙様式第2号）及び歯科診療所票（別紙様式第3号）により、動態調査は、医療施設動態調査票（別紙様式第4号）により行う。

ア 静態調査

【病院票】 病院

【一般診療所票】 一般診療所

【歯科診療所票】 歯科診療所

イ 動態調査

法、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号。以下「省令」という。）に基づき、医療施設に関し、次に掲げる開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

（ア）開設

① 病院

令第4条の2第1項に基づく開設後の届出の受理

② 診療所

（一）法第8条に基づく開設の届出の受理

（二）令第4条の2第1項に基づく開設後の届出の受理

（イ）変更

① 病院

（一）規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について法第7条第2項に基づ

く変更の許可若しくは令第4条第1項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号若しくは第4号に掲げる事項について令第4条第1項に基づく変更の届出の受理

(二) 法第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認又は法第29条第3項に基づく地域医療支援病院の承認の取消し

(三) 省令第2条に基づく告示

② 診療所

規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について法第7条第2項に基づく変更の許可若しくは令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理、規則第1条の14第5項第3号に掲げる事項について法第7条第3項に基づく設置若しくは変更の許可若しくは令第4条第2項に基づく変更の届出の受理又は規則第1条の14第1項第2号に掲げる事項について令第4条第1項若しくは第3項に基づく変更の届出の受理

(ウ) 開設及び変更以外

① 病院

(一) 法第8条の2第2項に基づく休止若しくは再開の届出の受理若しくは法第9条第1項に基づく廃止の届出の受理又は同条第2項に基づく死亡若しくは失そうの届出の受理

(二) 法第29条第1項第2号から第4号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消し

② 診療所

上記①に同じ。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

ア 静態調査 【病院票】 8,300 施設
【一般診療所票】 102,631 施設
【歯科診療所票】 68,511 施設

イ 動態調査 都道府県 47
保健所を設置する市 84
特別区 23

(いずれも令和元年9月現在)

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

ア 静態調査

静態調査は、医療施設基本ファイルに基づき、すべての医療施設について行う。

イ 動態調査

動態調査は、法、令、規則又は省令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行ったすべての都道府県、保健所を設置する市及び特別区について行う。

(3) 報告義務者

ア 静態調査

医療施設の管理者

なお、調査票の提出方法については下記6(2)ア(ア)、調査票の提出期限については下記7(2)ア(イ)①のとおり。

イ 動態調査

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長

なお、調査票の提出方法については下記6(2)イ、調査票の提出期限については下記7(2)イのとおり。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項(詳細は調査票を参照)

ア 静態調査

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 開設者
- (エ) 診療科目
- (オ) 設備
- (カ) 従事者の数及びその勤務の状況
- (キ) 許可病床数
- (ク) 社会保険診療の状況
- (ケ) 救急病院・診療所の告示の有無
- (コ) 診療及び検査の実施の状況
- (サ) その他(ア)から(コ)に関連する事項

イ 動態調査

(ア) 開設の場合

- ① 名称
- ② 開設年月日
- ③ 所在地
- ④ 開設者
- ⑤ 診療科目
- ⑥ 許可病床数
- ⑦ 従事者数
- ⑧ 社会保険診療の状況
- ⑨ その他①から⑧に関連する事項

(イ) 変更の場合

- ① 名称
- ② 変更年月日
- ③ 診療科目
- ④ 許可病床数
- ⑤ その他①から④に関連する事項

(ウ) 開設及び変更以外の場合

- ① 名称
- ② 処分等の年月日
- ③ 処分等の種類
- ④ その他①から③に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 静態調査

調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間

イ 動態調査

毎月1日から月末

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 静態調査

厚生労働省 ——— 都道府県 ————— 保健所 — 報告者 (医療施設)
└── 保健所を設置する市・特別区 ─┘

イ 動態調査

厚生労働省 ——— 報告者 (都道府県)
└── 報告者 (保健所を設置する市・特別区) ─┘

(2) 調査方法

ア 静態調査 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

(ア) 医療施設の管理者は、調査票に記入し、その医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。

(イ) 保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。

(ウ) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の保健所長から受理した調査票についてその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

(エ) 都道府県知事は、管轄区域内の保健所長並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。

イ 動態調査 (□調査員調査 □郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、管轄区域内の診療所について、法、令又は規則に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事に提出する。

(イ) 保健所を設置する市のうち指定都市 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252

条の19第1項に規定する指定都市をいう。)の市長は、管轄区域内の病院について、法、令又は規則に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事に提出する。

(ウ) 都道府県知事は、管轄区域内の医療施設について、法、令、規則又は省令に基づき、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都度調査票に記入し、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長から提出された調査票とともに厚生労働大臣に提出する。

ウ 上記アにおいては、郵送に代えて、政府統計共同利用システムによる提出も可能とする。イにおいては、電子情報処理組織(電子メール)による提出とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 静態調査

3年。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の調査を行う。

イ 動態調査

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 静態調査

(ア) 調査票の配布

保健所長は、令和2年10月1日までに、医療施設に調査票を配布する。

(イ) 調査票の提出期限

- ① 医療施設の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限(令和2年10月末日まで)までに、調査票をその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出する。
- ② 保健所長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が定める期限までに、その保健所を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する。
- ③ 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、提出された調査票を審査整理し、都道府県知事が定める期限までに、都道府県知事に提出する。
- ④ 都道府県知事は、提出された調査票を審査整理し、令和2年11月下旬までに厚生労働大臣に提出する(具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める)。

イ 動態調査

(ア) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、都道府県知事が定める期限までに、調査票を都道府県知事に提出する。

(イ) 都道府県知事は、提出された調査票と自ら記入した調査票を取りまとめ、調査対象月の翌月20日までに、厚生労働大臣に提出する。

8 集計事項

別添の医療施設調査結果表一覧に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

静態調査及び動態調査の結果は、厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する。

また、報告書については、医療施設調査結果表一覧に掲載する結果表から一部抜粋して刊行する。

(2) 公表の期日

静態調査の結果は、概数は調査実施年翌年10月下旬に、確定数は調査実施年翌年12月下旬に公表する。動態調査の結果は、調査対象月の翌々月下旬に公表する。

10 使用する統計基準

本調査では、産業、職業、疾病、傷害又は死因別の集計を行わないことから、日本標準産業分類、日本標準職業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類のいずれも使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票： 1年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体： 永年

(2) 保存責任者

- ・記入済み調査票：厚生労働省保健統計官
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）

令和2年医療施設調査 調査票新旧対照表 (案)

- 医療施設静態調査 病院票
- 医療施設静態調査 一般診療所票
- 医療施設静態調査 歯科診療所票
- 医療施設動態調査 動態調査票

厚生労働省

新(令和2年)

法人番号

法人番号																						
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

旧(平成29年)

変更理由等

○政府統計全体として、統計調査における法人番号の活用促進を求められていることに鑑み、これに対応するもの。

新(令和2年)

(8) 診療科目

標ぼう	9 休月 診中	(8) 診療科目	あてはまるものすべてに○	
			特定 の み を つ け て は な い	特定 の 日 の み を つ け て は な い
01	01	内科		
02	02	呼吸器内科		
03	03	循環器内科		
04	04	消化器内科(胃腸内科)		
05	05	腎臓内科		
06	06	脳神経内科		
07	07	糖尿病内科(代謝内科)		
08	08	血液内科		
09	09	皮膚科		
10	10	アレルギー科		
11	11	リウマチ科		
12	12	感染症内科		
13	13	小児科		
14	14	精神科		
15	15	心療内科		
16	16	外科		
17	17	呼吸器外科		
18	18	心臓血管外科		
19	19	乳腺外科		
20	20	気管食道外科		
21	21	消化器外科(胃腸外科)		
22	22	泌尿器科		
23	23	胆胃外科		
24	24	脳神経外科		
25	25	整形外科		
26	26	形成外科		
27	27	美容外科		
28	28	眼科		
29	29	耳鼻いんこう科		
30	30	小児外科		
31	31	産婦人科		
32	32	産科		
33	33	婦人科		
34	34	リハビリテーション科		
35	35	放射線科		
36	36	麻酔科		
37	37	物理診断科		
38	38	臨床検査科		
39	39	救急科		
40	40	歯科		
41	41	矯正歯科		
42	42	小児歯科		
43	43	歯科口腔外科		

旧(平成29年)

(8) 診療科目

標ぼう	9 休月 診中	(8) 診療科目	あてはまるものすべてに○	
			特定 の み を つ け て は な い	特定 の 日 の み を つ け て は な い
01	01	内科		
02	02	呼吸器内科		
03	03	循環器内科		
04	04	消化器内科(胃腸内科)		
05	05	腎臓内科		
06	06	脳神経内科		
07	07	糖尿病内科(代謝内科)		
08	08	血液内科		
09	09	皮膚科		
10	10	アレルギー科		
11	11	リウマチ科		
12	12	感染症内科		
13	13	小児科		
14	14	精神科		
15	15	心療内科		
16	16	外科		
17	17	呼吸器外科		
18	18	心臓血管外科		
19	19	乳腺外科		
20	20	気管食道外科		
21	21	消化器外科(胃腸外科)		
22	22	泌尿器科		
23	23	胆胃外科		
24	24	脳神経外科		
25	25	整形外科		
26	26	形成外科		
27	27	美容外科		
28	28	眼科		
29	29	耳鼻いんこう科		
30	30	小児外科		
31	31	産婦人科		
32	32	産科		
33	33	婦人科		
34	34	リハビリテーション科		
35	35	放射線科		
36	36	麻酔科		
37	37	物理診断科		
38	38	臨床検査科		
39	39	救急科		
40	40	歯科		
41	41	矯正歯科		
42	42	小児歯科		
43	43	歯科口腔外科		

変更理由等

○平成29年度第4回日本神経学会理事會(2017年9月16日開催)にて、学会として「神経内科」の標準診療科名を「脳神経内科」に変更することが承認された。これに伴い、「神経内科」を「脳神経内科」に変更する。

<p>新(令和2年)</p> <p>(10) 9月中の外来患者</p>	<p>旧(平成29年)</p> <p>(11) 9月中の外来患者</p>	<p>変更理由等</p>																														
<p>(11) 処方状況等</p> <table border="1" data-bbox="331 1406 790 2101"> <thead> <tr> <th colspan="2">9月中の実施状況を記入してください。</th> <th>回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)</td> <td></td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>外来患者への処方数(9月中の延回数)</td> <td>院内処方数 院外処方箋交付数</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>医療用麻薬の処方</td> <td>1 有 2 無</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>内服薬処方箋における分量の記載方法の規定</p> <p>1 1回量を処方の基本単位としている</p> <p>2 1日量を処方の基本単位としている</p> <p>3 1回量と1日量の併記としている</p> <p>4 規定なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	9月中の実施状況を記入してください。		回	入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回	外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数 院外処方箋交付数	回	医療用麻薬の処方	1 有 2 無	回	<p>内服薬処方箋における分量の記載方法の規定</p> <p>1 1回量を処方の基本単位としている</p> <p>2 1日量を処方の基本単位としている</p> <p>3 1回量と1日量の併記としている</p> <p>4 規定なし</p>			<p>(12) 処方状況等</p> <table border="1" data-bbox="331 517 782 1211"> <thead> <tr> <th colspan="2">9月中の実施状況を記入してください。</th> <th>回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)</td> <td></td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>外来患者への処方数(9月中の延回数)</td> <td>院内処方数 院外処方せん交付数</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>医療用麻薬の処方</td> <td>1 有 2 無</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定</p> <p>1 1回量を処方の基本単位としている</p> <p>2 1日量を処方の基本単位としている</p> <p>3 1回量と1日量の併記としている</p> <p>4 規定なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	9月中の実施状況を記入してください。		回	入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回	外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数 院外処方せん交付数	回	医療用麻薬の処方	1 有 2 無	回	<p>内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定</p> <p>1 1回量を処方の基本単位としている</p> <p>2 1日量を処方の基本単位としている</p> <p>3 1回量と1日量の併記としている</p> <p>4 規定なし</p>			<p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。 調査事項に変更なし。</p> <p>○平成30年診療報酬改定で表記が変更されたことに伴い、修正する。</p> <p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p>
9月中の実施状況を記入してください。		回																														
入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回																														
外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数 院外処方箋交付数	回																														
医療用麻薬の処方	1 有 2 無	回																														
<p>内服薬処方箋における分量の記載方法の規定</p> <p>1 1回量を処方の基本単位としている</p> <p>2 1日量を処方の基本単位としている</p> <p>3 1回量と1日量の併記としている</p> <p>4 規定なし</p>																																
9月中の実施状況を記入してください。		回																														
入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回																														
外来患者への処方数(9月中の延回数)	院内処方数 院外処方せん交付数	回																														
医療用麻薬の処方	1 有 2 無	回																														
<p>内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定</p> <p>1 1回量を処方の基本単位としている</p> <p>2 1日量を処方の基本単位としている</p> <p>3 1回量と1日量の併記としている</p> <p>4 規定なし</p>																																
<p>(12) 臨床研修医</p>	<p>(13) 臨床研修医</p>	<p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。 調査事項に変更なし。</p>																														

新(令和2年)	旧(平成29年)	変更理由等														
<p>(13) 退院調整支援担当者</p> <table border="1" data-bbox="167 1411 303 2105"> <tr> <td colspan="2">(13) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>いる () 人) *退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いない</td> </tr> </table> <p>(14) 医師事務作業補助者</p>	(13) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。		1	いる () 人) *退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ	2	いない	<p>(14) 退院調整支援担当者</p> <table border="1" data-bbox="167 526 303 1220"> <tr> <td colspan="2">(14) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>いる () 人) *退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いない</td> </tr> </table> <p>(15) 医師事務作業補助者</p>	(14) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。		1	いる () 人) *退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ	2	いない	<p>○平成30年診療報酬改定で名称が変更されたため修正する。</p> <p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p>		
(13) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。																
1	いる () 人) *退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ															
2	いない															
(14) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。																
1	いる () 人) *退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ															
2	いない															
<p>(15) 救急医療体制</p>	<p>(16) 救急医療体制</p>	<p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p> <p>○調査事項に変更なし。</p>														
<p>(16) 専門外来の設置</p>	<p>(17) 専門外来の設置</p>	<p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p> <p>○調査事項に変更なし。</p>														
<p>(17) 委託の状況</p>	<p>(18) 委託の状況</p>	<p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p> <p>○調査事項に変更なし。</p>														
<p>(18) 表示診療時間の状況</p> <table border="1" data-bbox="1093 1422 1252 2116"> <tr> <td colspan="2">(18) 表示診療時間の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。</td> </tr> <tr> <td>通常の1週間の診療時間</td> <td>時間</td> </tr> </table>	(18) 表示診療時間の状況		合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。		通常の1週間の診療時間	時間	<p>(19) 表示診療時間の状況</p> <table border="1" data-bbox="1093 571 1252 1220"> <tr> <td colspan="2">(19) 表示診療時間の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通常の1週間の診療時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。</td> </tr> <tr> <td>通常の1週間の診療時間</td> <td>時間</td> </tr> </table>	(19) 表示診療時間の状況		通常の1週間の診療時間		合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。		通常の1週間の診療時間	時間	<p>○記入すべき事項がより明確に分かるよう注意書きの位置を変更する。</p> <p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p>
(18) 表示診療時間の状況																
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。																
通常の1週間の診療時間	時間															
(19) 表示診療時間の状況																
通常の1週間の診療時間																
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。																
通常の1週間の診療時間	時間															

新(令和2年)	旧(平成29年)	変更理由等
<p>(19) 受動喫煙対策の状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いすれかに○</p> <p>1 敷地内を全面禁煙としている</p> <p>2 特定屋外喫煙場所を設置している</p> </div>	<p>(20) 受動喫煙防止対策の状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いすれかに○</p> <p>1 敷地内を全面禁煙としている</p> <p>2 施設内を全面禁煙としている</p> <p>3 喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している</p> <p>4 その他(1~3以外の措置を講じている)</p> <p>5 何ら措置を講じていない</p> </div>	<p>○健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)の施行により、医療施設を含む第1種施設において原則敷地内禁煙となるため、調査事項名及び選択肢を変更する。</p> <p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p>
<p>(20) 職員のための院内保育サービスの状況</p>	<p>(21) 職員のための院内保育サービスの状況</p>	<p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p> <p>調査事項に変更なし。</p>
<p>(21) オーダリングシステムの導入状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>あてはまるものすべてに○</p> <p>1 検査 2 放射線 3 薬剤</p> <p>4 栄養 5 その他</p> <p>1 導入している</p> <p>2 導入していない</p> </div>	<p>(22) オーダリングシステムの導入状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>あてはまるものすべてに○</p> <p>1 検査 2 放射線 3 薬剤</p> <p>4 栄養 5 その他</p> <p>1 導入している</p> <p>2 導入していない</p> </div>	<p>○記入すべき事項がより明確に分かるよう区切り線の位置を変更する。</p> <p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。</p>

新(令和2年)

(22) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況

(22) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況

1	導入している	ファイルレス 運用	1 完全実施 2 一部実施
2	今後導入する 予定がある	導入予定 時期	1 令和2年度 2 令和3年度 3 令和4年度 4 令和5年度以降
3	導入する予定なし		

旧(平成29年)

(23) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況

(23) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況

1	導入している	ファイルレス 運用	1 完全実施 2 一部実施
2	今後導入する 予定がある	導入予定 時期	1 平成29年度 2 平成30年度 3 平成31年度 4 平成32年度以降
3	導入する予定なし		

変更理由等

○調査時期にあわせた導入予定時期に変更する。
○記入すべき事項がより明確に分かるよう区切り線の位置を変更する。
○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

(23) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

(23) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

1	病院全体で電子化している		1 令和2年度 2 令和3年度 3 令和4年度 4 令和5年度以降
2	病院内の一部で電子化している	電子化 予定時期	
3	今後電子化する予定がある		
4	電子化する予定なし		

(24) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

(24) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

1	病院全体で電子化している		1 平成29年度 2 平成30年度 3 平成31年度 4 平成32年度以降
2	病院内の一部で電子化している	電子化 予定時期	
3	今後電子化する予定がある		
4	電子化する予定なし		

○調査時期にあわせた電子化予定時期に変更する。
○記入すべき事項がより明確に分かるよう区切り線の位置を変更する。
○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

新(令和2年)

(24) 医療情報の電子化の状況

(24) 医療情報の電子化の状況

(21)オーダリングシステムを「1」導入している」、
 (22)医用画像管理システム(PACS)を「1」導入している」、
 (23)診療録電子化(電子カルテ)を「1」電子化している」、
 または「2」一部で電子化している。」

いずれかを選択
 している場合は、
 記入してください。

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無	1 有	2 無
2 外部の事業者に委託して保管			

(25) 遠隔医療システムの導入状況

旧(平成29年)

(25) 医療情報の電子化の状況

(25) 医療情報の電子化の状況

(22)オーダリングシステムを「導入している」、(23)医用画像管理システム(PACS)を「導入している」または(24)診療録(カルテ)を「電子化している」
 場合のみ記入

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無	1 有	2 無
2 外部の事業者に委託して保管			

(26) 遠隔医療システムの導入状況

変更理由等

○記入すべき事項がより明確に分かるよう注意書きを変更する。
 ○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。
 調査事項に変更なし。

新(令和2年)

(26) 医療安全体制

	各項目について、あてはまるものひとつに○									
	責任者		責任者		責任者		責任者		責任者	
	医師	専科 医師	薬剤師	看護師	放射線 技師	臨床 検査 技師	臨床 工学 技師	その他	配置 して いない	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			
医薬品安全管理	1	2	3	4						
医療放射線安全管理	1	2			5					

院内感染防止対策の専任担当者の状況
1 いる (人) 2 いない

院内感染防止対策のための施設内回診の頻度
1 ほぼ毎日 2 週1回以上 3 月2～3回程度
4 月1回程度 5 月1回未満

医療機器安全体制の保守計画の管理

保守計画の策定	1 一括管理	2 病棟・部門ごと	3 その他
保守計画の実施	1 一括管理	2 病棟・部門ごと	3 その他

患者相談担当者の配置の有無
1 有 2 無

(27) 在宅医療サービスの実施状況

(28) 在宅医療サービスの実施状況

(29) 特殊診療設備

旧(平成29年)

(27) 医療安全体制

	各項目について、あてはまるものひとつに○									
	責任者		責任者		責任者		責任者		責任者	
	医師	専科 医師	薬剤師	看護師	放射線 技師	臨床 工学 技師	臨床 検査 技師	臨床 放射線 技師	その他	配置 して いない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			
医薬品安全管理	1	2	3	4						

院内感染防止対策の専任担当者の状況
1 いる (人) 2 いない

院内感染防止対策のための施設内回診の頻度
1 ほぼ毎日 2 週1回以上 3 月2～3回程度
4 月1回程度 5 月1回未満

医療機器安全体制の保守計画の管理

保守計画の策定	1 一括管理	2 病棟・部門ごと	3 その他
保守計画の実施	1 一括管理	2 病棟・部門ごと	3 その他

患者相談担当者の配置の有無
1 有 2 無

(28) 在宅医療サービスの実施状況

(29) 特殊診療設備

変更理由等

○医療法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第21号)の施行により、診療用放射線に係る安全管理体制が医療安全の一部として含まれることとなるため、調査項目を追加する。

○記入すべき事項がより明確に分かるよう区切り線を追加する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

○調査事項に変更なし。

新(令和2年)

(29) 緩和ケアの状況

(29) 緩和ケアの状況		施設基準を満たしていないものを含む。	
緩和ケア病棟			
1	有 →	病床数 (床)	
2	無	9月中の取扱患者延数 (人)	
緩和ケアチーム			
1	有 →	9月中の患者数 (人)	
2	無	(再掲)新規介入患者数 (人)	

旧(平成29年)

(30) 緩和ケアの状況

(30) 緩和ケアの状況		施設基準を満たしていないものを含む。	
緩和ケア病棟			
1	有 →	病床数 (床)	
2	無	9月中の取扱患者延数 (人)	
緩和ケアチーム			
1	有 →	9月中の患者数 (人)	
2	無	(再掲)新規依頼患者数 (人)	

変更理由等

○「(再掲)新規依頼患者数」については緩和ケアの依頼のみで介入(実施)に至らなかつたものは記入せず、依頼を受けて実際に介入を行った患者数を記入することにより、「(再掲)新規介入患者数」に表記を変更する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

(30) 手術等の実施状況

(30) 手術等の実施状況		9月中の実施件数		装置の台数	
悪性腫瘍手術	1	件		台	
人工透析	2	件		台	
分娩(正常分娩を含む)	3	件			
帝王切開娩出術(再掲)	4	件			
帝王切開を除く無痛分娩(再掲)	5	件			

(31) 手術等の実施状況

(31) 手術等の実施状況		9月中の実施件数		装置の台数	
悪性腫瘍手術	1	件		台	
人工透析	2	件		台	
分娩(正常分娩を含む)	3	件			
帝王切開娩出術(再掲)	4	件			

○今後の無痛分娩の安全な提供体制の構築に向けて、帝王切開を除いた無痛分娩の件数の実態を把握するため、調査項目を追加する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

新(令和2年)

(31) 検査等の実施状況

(31) 検査等の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
* 患者数には手術に伴うものを含む。			
骨塩定量測定	01	人	
気管支内視鏡検査*	02	人	
上部消化管内視鏡検査*	03	人	
大腸内視鏡検査*	04	人	
血管造影撮影	05	人	
DSA(再掲)	06	人	
造影剤DR(再掲)	07	人	
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	11	人	台
PECT	12	人	台
CT	64列以上	人	台
	16列以上64列未満	人	台
	4列以上16列未満	人	台
	4列未満	人	台
MRI	その他	人	台
	3.0テスラ以上	人	台
	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	人	台
3D画像処理	1.5テスラ未満	人	台
	冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	人	

(32) 放射線治療の実施状況

旧(平成29年)

(32) 検査等の実施状況

(32) 検査等の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
* 患者数には手術に伴うものを含む。			
骨塩定量測定	01	人	
気管支内視鏡検査*	02	人	
上部消化管内視鏡検査*	03	人	
大腸内視鏡検査*	04	人	
血管造影撮影	05	人	
DSA(再掲)	06	人	
造影剤DR(再掲)	07	人	
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	11	人	台
PECT	12	人	台
CT	マルチスライスCT	人	台
	その他のCT	人	台
MRI	3.0テスラ以上	人	台
	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	人	台
	1.5テスラ未満	人	台
3D画像処理	冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	人	

(33) 放射線治療の実施状況

変更理由等

○医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の施行により、地域における外来医療に係る医療提供体制の確保の1つとして、医療機器の配置状況、活用状況の把握に資するにあたり、診療報酬上の区分での分析を可能にするため、CT機器の調査項目を細分化する。
(参考)
列数・・・対軸方向の数を指し、一回転で取得できる画像の枚数
○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。
調査事項に変更なし。

新(令和2年)

(33) 歯科設備

(33) 歯科設備		保有しているものすべてに○
1	歯科診療台 (台)	
※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。		
2	デンタル・パノラマX線装置	
3	歯科用CT装置	
4	手術用顕微鏡	
5	滅菌機器(オートクレーブ等)	
6	ポータブル歯科ユニット	

旧(平成29年)

(34) 歯科設備

(34) 歯科設備		保有しているものすべてに○
1	歯科診療台 (台)	
2	デンタルX線装置(アナログ)	
3	デンタルX線装置(デジタル)	
4	パノラマX線装置(アナログ)	
5	パノラマX線装置(デジタル)	
6	ポータブル歯科ユニット	
7	吸入鎮静装置	
診療用器具の滅菌に使用する機器		
8	オートクレーブ	
9	オートクレーブ以外	

変更理由等

○歯科診療所票「(17) 歯科設備」の変更に伴い、病院における歯科設備の保有状況との比較及び時系列的に把握するため、併せて変更する。
○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

(34) 歯科訪問診療の受け入れの有無

(34) 歯科訪問診療の受け入れの有無	
1	受け入れている
2	受け入っていない

【新規項目】

○歯科診療所票「(19) 在宅医療サービスの実施状況」の変更に伴い、病院における歯科訪問診療の受け入れの実態を把握するため、調査事項を追加する。

(36) 病棟における看護職員の勤務体制

(37) 病棟における看護職員の勤務体制

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。
調査事項に変更なし。

(37) 新人看護職員研修の状況

(38) 新人看護職員研修の状況

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。
調査事項に変更なし。

新(令和2年)

(38) 従事者数

(新)

旧(平成29年)

変更理由等

(38) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。	
職 種	常勤	非常勤(常勤換算)	小 数 点
	「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
01 医師			
02 歯科医師			
03 薬剤師			
04 保健師			
05 助産師			
06 看護師			
07 准看護師			
08 看護業務補助者			
09 理学療法士(PT)			
10 作業療法士(OT)			
11 技能訓練士			
12 言語聴覚士			
13 義肢装具士			
14 歯科衛生士			
15 歯科技工士			
16 診療放射線技師			
17 診療エングス線技師			
18 臨床検査技師			
19 衛生検査技師			
20 臨床工学技士			
21 あん摩マッサージ指圧師			
22 柔道整復師			
23 管理栄養士			
24 栄養士			
25 精神保健福祉士			
26 社会福祉士			
27 介護福祉士			
28 保育士			
29 公認心理師			
30 その他(の技術員)			
31 医療社会事業従事者			
32 事務職員			
33 その他の職員			

(注) 1) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

2) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

常勤換算数 = 従事者の1週間の勤務時間数(残業は除く) / 医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

3) 「28 保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

○公認心理師法(平成27年法律第68号)の施行により、平成30年から公認心理師試験が実施される資格者が把握できることとなったため、「公認心理師」を追加する。

○記入をしやすいとするため、「医師」「歯科医師」を除く職種について、一つの表にまとめる。なお、実人員の記入が不要の職種については斜線欄とし、記入すべき箇所が明確にわかるよう斜線欄の色を変更する。

○調査事項の順序の入れ替えにより調査事項番号を変更する。

(旧)

(36) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。	
職	種	常勤	非常勤(常勤換算)
		「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)
		人	人
01	医師		
02	歯科医師		
実人員		常勤換算	
職	種	「常勤」「非常勤」 従事者の人数	「常勤」および「非常勤」従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)
		人	人
03	薬剤師		
04	保健師		
05	助産師		
06	看護師		
07	准看護師		
08	看護業務補助者		
09	理学療法士(IT)		
10	作業療法士(OT)		
11	視能訓練士		
12	言語聴覚士		
13	義肢装具士		
14	歯科衛生士		
15	歯科技工士		
16	診療放射線技師		
17	診療エックス線技師		
18	臨床検査技師		
19	衛生検査技師		
20	臨床工学士		
21	あん摩マッサージ指圧師		
22	柔道整復師		
23	管理栄養士		
24	栄養士		
25	精神保健福祉士		
26	社会福祉士		
27	介護福祉士		
28	保育士		
29	その他の技術員		
30	医療社会事業従事者		
31	事務職員		
32	その他の職員		

(注) 08～28を記入してください。

- 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。
- 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。
得られた結果が0に満たない場合は0と計上してください。
常勤換算は0.1110等0.1を省略せずに記入してください。
常勤換算数 = $\frac{\text{従事者の1週間の勤務延長時間(休日は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の所定労働時間}}$
- 「28 保育士」は、子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

新(令和2年)

(7) 診療科目

(7) 診療科目 あてはまるものをすべてに○	
I	01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 脳神経内科 07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科 16 外科 17 呼吸器外科 18 心臓血管外科 19 乳癌外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科 25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科 28 眼科 29 耳鼻いんこう科 30 小児外科 31 産婦人科 32 産科 33 婦人科 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 歯科 41 矯正歯科 42 小児歯科 43 歯科口腔外科
II	
III	

(8) 主たる診療科目
二つ以上の科目を欄ぼつしている場合、
主たる診療科目の番号を(7)診療科目
からひとつ選んで記入してください。

記入欄
0:1

旧(平成29年)

(7) 診療科目

(7) 診療科目 あてはまるものをすべてに○	
I	01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 脳神経内科 07 糖尿病内科(代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科 16 外科 17 呼吸器外科 18 心臓血管外科 19 乳癌外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科 25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科 28 眼科 29 耳鼻いんこう科 30 小児外科 31 産婦人科 32 産科 33 婦人科 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 歯科 41 矯正歯科 42 小児歯科 43 歯科口腔外科
II	
III	

(8) 主たる診療科目
二つ以上の科目を欄ぼつしている場合、
主たる診療科目の番号を(7)診療科目
からひとつ選んで記入してください。

記入欄
0:1

変更理由等

○平成29年度第4回日本神経学会理事会(2017年9月16日開催)にて、学会として「神経内科」の標榜診療科名を「脳神経内科」に変更することが承認された。これに伴い、「神経内科」を「脳神経内科」に変更する。

新(令和2年)

(10) 処方状況等

(10) 処方の状況等		9月中の実施状況を記入してください。	
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回	回
	院外処方箋交付数	回	回
医療用麻薬の処方	1 有		
	2 無		

(13) 退院調整支援担当者

(13) 退院調整支援担当者		9月中の実施状況を記入してください。	
いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。			
1	いる (人)	*入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ	
2	いない		

(17) 表示診療時間の状況

(17) 表示診療時間の状況		9月中の実施状況を記入してください。	
合計は時間単位とし、01~59分のみを記入してください。			
通常の1週間の診療時間			時間

旧(平成29年)

(10) 処方の状況等

(10) 処方の状況等		9月中の実施状況を記入してください。	
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回	回
	院外処方せん交付数	回	回
医療用麻薬の処方	1 有		
	2 無		

(13) 退院調整支援担当者

(13) 退院調整支援担当者		9月中の実施状況を記入してください。	
いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。			
1	いる (人)	*退院調整加算の施設基準を満たす場合のみ	
2	いない		

(17) 表示診療時間の状況

(17) 表示診療時間の状況		9月中の実施状況を記入してください。	
合計は時間単位とし、01~59分のみを記入してください。			
通常の1週間の診療時間			時間

変更理由等

○平成30年診療報酬改定で表記が変更されたことに伴い、修正する。

○平成30年診療報酬改定で名称が変更されたため修正する。

○記入すべき事項がより明確に分かるよう注意書きの位置を変更する。

新(令和2年)	旧(平成29年)	変更理由等																
<p>(18) 受動喫煙防止対策の状況</p> <p>(18) 受動喫煙防止対策の状況 いづれかに○</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内を全面禁煙としている 特定屋外喫煙場所を設置している 	<p>(18) 受動喫煙防止対策の状況</p> <p>(18) 受動喫煙防止対策の状況 いづれかひとつに○</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内を全面禁煙としている 施設内を全面禁煙としている 喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している その他(1〜3以外の措置を講じている) 何ら措置を講じていない 	<p>○健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)の施行により、医療施設を含む第1種施設において原則敷地内禁煙となるため、調査事項名及びび選択肢を変更する。</p>																
<p>(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</p> <p>(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 診療所全体で電子化している 診療所内の一部で電子化している 今後電子化する予定がある 電子化する予定なし <p>電子化 予定時期</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和5年度以降</td> </tr> </table>	1	令和2年度	2	令和3年度	3	令和4年度	4	令和5年度以降	<p>(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</p> <p>(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 診療所全体で電子化している 診療所内の一部で電子化している 今後電子化する予定がある 電子化する予定なし <p>電子化 予定時期</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成32年度以降</td> </tr> </table>	1	平成29年度	2	平成30年度	3	平成31年度	4	平成32年度以降	<p>○調査時期にあわせた電子化予定時期に変更する。</p> <p>○記入すべき事項がより明確に分かるよう矢印の追加及び区切り線の位置を変更する。</p>
1	令和2年度																	
2	令和3年度																	
3	令和4年度																	
4	令和5年度以降																	
1	平成29年度																	
2	平成30年度																	
3	平成31年度																	
4	平成32年度以降																	

新(令和2年)

(20) 医療情報の電子化の状況

(20) 医療情報の電子化の状況

(19) 診療録電子化(電子カルテ)を「電子化している」または「一部で電子化している」を選択している場合のみ記入してください。

(2) 一部で電子化している」を選択している場合のみ記入してください。

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	あてはまるものすべてに○
2 外部の事業者へ委託して保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無
	1 有 2 無

旧(平成29年)

(20) 医療情報の電子化の状況

(20) 医療情報の電子化の状況

(19) 診療録(カルテ)を「電子化している」場合のみ記入

データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○

1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	あてはまるものすべてに○
2 外部の事業者へ委託して保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無
	1 有 2 無

変更理由等

○記入すべき事項がより明確に分かるよう注意書きを変更する。

(22) 医療安全体制

(22) 医療安全体制

各項目について、あてはまるものひとつに○

	責任者								
	医師	外科 医師	薬剤師	看護師	診療 放射線 技師	臨床 工学 検査 技師	臨床 工学 技師	配置 して して いない	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
医療放射線安全管理	1	2			5				

(22) 医療安全体制

(22) 医療安全体制

各項目について、あてはまるものひとつに○

	責任者								
	医師	外科 医師	薬剤師	看護師	診療 放射線 技師	臨床 工学 検査 技師	臨床 工学 技師	配置 して して いない	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					

○医療法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第21号)の施行により、診療用放射線に係る安全管理体制が医療安全の一部として含まれることとなるため、調査項目を追加する。

新(令和2年)

(24) 検査等の実施状況

(24) 検査等の実施状況		9月 中の患者数	装置の台数
*患者数には手術に伴うものを含む。			
骨塩定量測定	01	人	
気管支内視鏡検査*	02	人	
上部消化管内視鏡検査*	03	人	
大腸内視鏡検査*	04	人	
血管連続撮影	05	人	
DSA(再掲)	06	人	
循環器DR(再掲)	07	人	
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	11	人	台
PETCT	12	人	台
CT	64列以上	人	台
	16列以上64列未満	人	台
	4列以上16列未満	人	台
	4列未満	人	台
その他	人	台	
3.0テスラ以上	18	人	台
1.5テスラ以上3.0テスラ未満	19	人	台
1.5テスラ未満	20	人	台
3D画像処理		人	
	冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	人	

旧(平成29年)

(24) 検査等の実施状況

(24) 検査等の実施状況		9月 中の患者数	装置の台数
*患者数には手術に伴うものを含む。			
骨塩定量測定	01	人	
気管支内視鏡検査*	02	人	
上部消化管内視鏡検査*	03	人	
大腸内視鏡検査*	04	人	
血管連続撮影	05	人	
DSA(再掲)	06	人	
循環器DR(再掲)	07	人	
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	11	人	台
PETCT	12	人	台
CT	マルチスライスCT	人	台
	その他のCT	人	台
MRI	3.0テスラ以上	人	台
	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	人	台
	1.5テスラ未満	人	台
3D画像処理		人	
	冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	人	

変更理由等

○医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の施行により、地域における外来医療に係る医療提供体制の確保の1つとして、医療機器の配置状況、活用状況の把握に資するにあたり、診療報酬上の区分での分析を可能とするため、CT機器の調査項目を細分化する。
(参考)
列数・・・対軸方向の数を指し、一回転で取得できる画像の枚数

新(令和2年)

(25) 手術等の実施状況

(25) 手術等の実施状況	9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1 件	
外来化学療法	2 件	
人工透析	3 件	台
分娩(正常分娩を含む)	4 件	
帝王切開娩出術(再掲)	5 件	
帝王切開を除く無痛分娩(再掲)	6 件	

旧(平成29年)

(25) 手術等の実施状況

(25) 手術等の実施状況	9月中の実施件数	装置の台数
悪性腫瘍手術	1 件	
外来化学療法	2 件	
人工透析	3 件	台
分娩(正常分娩を含む)	4 件	
帝王切開娩出術(再掲)	5 件	

変更理由等

○今後の無痛分娩の安全な提供体制の構築に向けて、帝王切開を除いた無痛分娩の件数の実態を把握するため、調査項目を追加する。

新(令和2年)

(28) 従事者数

(注) 1) 一般診療所の本来業務に就いている人数のみを計上してください。
(老人ホーム等併設施設の数には含まれません。)

2) 雇用形態にかかわらず、医師職に定める週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

3) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。
小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。
得られた結果が0に満たない場合は0とし計上してください。
常勤換算は0.1(0.1単位)を単位として記入してください。

常勤換算数 = 従事者の週間の勤務時間数(休日は除く) ÷ 医師職において常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間(所定労働時間)

※ 1週間の勤務時間数が特別を下回る場合は分母を32時間としてください。

4) 「28 従事者」は子どもの患者に対するケアを行う専任士を記入してください。なお、院内業務所に勤務している従事者は含まれません。

職	10月1日現在の勤務人数(計上してください)		小児科
	常勤	非常勤(常勤換算)	
01 医師	人	人	人
02 准医師	人	人	人
職			
03 薬剤師	人	人	人
04 保健師	人	人	人
05 助産師	人	人	人
06 看護師	人	人	人
07 准看護師	人	人	人
08 看護学専攻助産者	人	人	人
09 理学療法士(PT)	人	人	人
10 作業療法士(OT)	人	人	人
11 視覚心理士	人	人	人
12 言語聴覚士	人	人	人
13 視覚覚覚士	人	人	人
14 歯科技工士	人	人	人
15 歯科技工士	人	人	人
16 診療放射線技師	人	人	人
17 診療放射線技師	人	人	人
18 臨床検査技師	人	人	人
19 衛生検査技師	人	人	人
20 臨床工学技士	人	人	人
21 がんセンター「准」医師	人	人	人
22 放射線技師	人	人	人
23 管理栄養士	人	人	人
24 栄養士	人	人	人
25 精神保健福祉士	人	人	人
26 社会福祉士	人	人	人
27 介護福祉士	人	人	人
28 その他	人	人	人
29 公認心理師	人	人	人
30 その他(医師員)	人	人	人
31 医療社会事業従事者	人	人	人
32 事務職員	人	人	人
33 その他(職員)	人	人	人

旧(平成29年)

(28) 従事者数

(注) 1) 一般診療所の本来業務に就いている人数のみを計上してください。
(老人ホーム等併設施設の数には含まれません。)

2) 雇用形態にかかわらず、医師職に定める週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

3) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。
小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。
得られた結果が0に満たない場合は0とし計上してください。
常勤換算は0.1(0.1単位)を単位として記入してください。

常勤換算数 = 従事者の週間の勤務時間数(休日は除く) ÷ 医師職において常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間(所定労働時間)

※ 1週間の勤務時間数が特別を下回る場合は分母を32時間としてください。

4) 「28 従事者」は子どもの患者に対するケアを行う専任士を記入してください。なお、院内業務所に勤務している従事者は含まれません。

職	10月1日現在の勤務人数(計上してください)		小児科
	常勤	非常勤(常勤換算)	
01 医師	人	人	人
02 准医師	人	人	人
職			
03 薬剤師	人	人	人
04 保健師	人	人	人
05 助産師	人	人	人
06 看護師	人	人	人
07 准看護師	人	人	人
08 看護学専攻助産者	人	人	人
09 理学療法士(PT)	人	人	人
10 作業療法士(OT)	人	人	人
11 視覚心理士	人	人	人
12 言語聴覚士	人	人	人
13 視覚覚覚士	人	人	人
14 歯科技工士	人	人	人
15 歯科技工士	人	人	人
16 診療放射線技師	人	人	人
17 診療放射線技師	人	人	人
18 臨床検査技師	人	人	人
19 衛生検査技師	人	人	人
20 臨床工学技士	人	人	人
21 がんセンター「准」医師	人	人	人
22 放射線技師	人	人	人
23 管理栄養士	人	人	人
24 栄養士	人	人	人
25 精神保健福祉士	人	人	人
26 社会福祉士	人	人	人
27 介護福祉士	人	人	人
28 その他	人	人	人
29 公認心理師	人	人	人
30 その他(医師員)	人	人	人
31 医療社会事業従事者	人	人	人
32 事務職員	人	人	人
33 その他(職員)	人	人	人

変更理由等

○公認心理師法(平成27年法律第68号)の施行により、平成30年から公認心理師試験が実施され、有資格者が把握できることとなったため、「公認心理師」を追加する。

歯科診療所票

新(令和2年)

法人番号

法人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

旧(平成29年)

変更理由等

○政府統計全体として、統計調査における法人番号の活用促進を求められていることに鑑み、これに対応するもの。

(9) 外来患者への処方数

(9) 外来患者への処方数 9月中の延回数記入してください。

院内処方数	回
院外処方箋交付数	回

(9) 外来患者への処方数

(9) 外来患者への処方数 9月中の延回数記入してください。

院内処方数	回
院外処方せん交付数	回

(12) 表示診療時間の状況

(12) 表示診療時間の状況

通常の1週間の診療時間	時間
合計は時間単位とし、01～59分のみ記入してください。	

(12) 表示診療時間の状況

(12) 表示診療時間の状況

通常の1週間の診療時間	時間
合計は時間単位とし、01～59分のみ記入してください。	

(13) 技工物作成の委託の状況

(13) 技工物作成の委託の状況

各項目について、あてはまるものひとつに○

国内で作成	1 委託している	→	委託先歯科技工所数 (カ所)	委託していない
国内で作成	2 委託していない		※9月中の委託先歯科技工所数を記入してください。	
国外で作成	1 委託している			
国外で作成	2 委託していない			

(13) 技工物作成の委託の状況

(13) 技工物作成の委託の状況

各項目について、あてはまるものひとつに○

国内で作成	全部委託	一部委託	委託していない
国内で作成	1	2	3
国外で作成	1	2	3

○現在、歯科補綴物における需要の多様化により、複数の歯科技工所に委託するケースが想定されているもの、歯科医療機関が委託する歯科技工所の数については把握していない。
 ○すでに実態を把握できた全部委託と一部委託の調査項目を削除し、歯科技工所を含めた歯科医療行政の基礎資料とするため、国内の歯科技工所への委託状況を把握する。

新(令和2年)

(14) 受動喫煙対策の状況

(14) 受動喫煙対策の状況	
いづれかに○	
1	敷地内を全面禁煙としている
2	特定屋外喫煙場所を設置している

旧(平成29年)

(14) 受動喫煙防止対策の状況

(14) 受動喫煙防止対策の状況	
いづれかひとつに○	
1	敷地内を全面禁煙としている
2	施設内を全面禁煙としている
3	喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している
4	その他(1~3以外の措置を講じている)
5	何ら措置を講じていない

変更理由等

○健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)の施行により、医療施設を含む第1種施設において原則敷地内禁煙となるため、調査事項名及び選択肢を変更する。

(15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

(15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況	
1	電子化している
2	今後電子化する予定がある
3	電子化する予定なし

電子化 予定時期	1	令和2年度
	2	令和3年度
	3	令和4年度
	4	令和5年度以降

(15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

(15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況	
1	電子化している
2	今後電子化する予定がある
3	電子化する予定なし

電子化 予定時期	1	平成29年度
	2	平成30年度
	3	平成31年度
	4	平成32年度以降

○調査時期にあわせた電子化予定時期に変更する。

○記入すべき事項がより明確に分かるよう区切り線の位置を変更する。

(16) 医療安全体制

(16) 医療安全体制				
各項目について、あてはまるものひとつに○	責任者			配置 していない
	歯科 医師	歯科 衛生士	その他	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4
院内感染防止対策	1	2	3	4
医療機器安全管理	1	2	3	
医薬品安全管理	1	2	3	
医療放射線安全管理	1		3	

(16) 医療安全体制

(16) 医療安全体制				
各項目について、あてはまるものひとつに○	責任者			配置 していない
	歯科 医師	歯科 衛生士	その他	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4
院内感染防止対策	1	2	3	4
医療機器安全管理	1	2	3	
医薬品安全管理	1	2	3	

○医療法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第21号)の施行により、診療用放射線に係る安全管理体制が医療安全の一部として含まれることとなるため、調査項目を追加する。

歯科診療所票

新(令和2年)

(17) 歯科設備

(17) 歯科設備 保有しているものすべてに○	
1	歯科診療台 (台) ※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。
2	デンタル・パノラマX線装置
3	歯科用CT装置
4	手術用顕微鏡
5	滅菌機器(オートクレーブ等)
6	ポータブル歯科ユニット

旧(平成29年)

(17) 歯科設備

(17) 歯科設備 保有しているものすべてに○	
1	歯科診療台 (台)
2	デンタルX線装置(アナログ)
3	デンタルX線装置(デジタル)
4	パノラマX線装置(アナログ)
5	パノラマX線装置(デジタル)
6	ポータブル歯科ユニット
7	吸入鎮静装置
診療器具の滅菌に使用する機器	
8	オートクレーブ
9	オートクレーブ以外

変更理由等

○歯科治療の多様化に伴い、「歯科用CT装置」や「手術用顕微鏡」を設置しているところが増加していると考えられることから、今後の歯科医療提供体制を検討するため、調査項目を追加する。

また、上記の追加に伴い、記入者負担を考慮し、「吸入鎮静装置」を削除、診療器具の滅菌に使用する機器である「オートクレーブ」と「オートクレーブ以外」を「滅菌機器(オートクレーブ等)」として統合、「デンタルX線装置」と「パノラマX線装置」を「デンタル・パノラマX線装置」として統合して設置状況を把握する。

近年歯科診療において利用され始めている装置の普及状況の把握の必要性を重視したものである。

○「歯科診療台」の保有台数について、記入漏れを防ぐため注意書きを追加する。

(18) 歯科技工室		いずれかに○
1	有	
2	無	

(18) インプラント手術の実施状況

(19) インプラント手術の実施状況

(20) 歯科用アマルガムの保有状況

(20) 歯科用アマルガムの保有状況		いずれかに○
保有の有無に○をつけ、9月中の使用件数を記入してください。 9月中の使用件数がない場合は0件と記入してください。		
1	保有している	→ 9月中の使用件数 (件)
2	保有していない	

○歯科技工室の設置状況については、過去の調査結果に大きな変化はなく、大まかな傾向が把握できたため削除する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。
調査事項に変更なし。

○「水銀に関する水俣条約」(平成25年10月採択)で歯科用アマルガムが削減対象となったことに伴い、使用状況を把握するために平成26年調査から追加したが、平成28年から診療報酬でも評価されなくなり、政府としても使用しない方向となったため削除する。

歯科診療所票

新(令和2年)

(19) 在宅医療サービスの実施状況

(19) 在宅医療サービスの実施状況	
実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。	
医療保険等による在宅サービス	1 実施している 2 実施していない
訪問診療(居宅)	01 件
訪問診療(病院・診療所)	02 件
訪問診療(介護施設等)	03 件
訪問歯科衛生指導	04 件
介護保険による在宅サービス	1 実施している 2 実施していない
居宅療養管理指導(歯科医師による)	05 件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	06 件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	07 件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	08 件
介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	09 件
介護保険の通証サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	10 件

旧(平成29年)

(21) 在宅医療サービスの実施状況

(21) 在宅医療サービスの実施状況		9月中の実施件数
訪問診療(居宅)	1	件
訪問診療(施設)	2	件
訪問歯科衛生指導	3	件
居宅療養管理指導(歯科医師による)	4	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	5	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	6	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	7	件
その他の在宅医療サービス	8	件

変更理由等

○在宅医療サービスは医療保険等によるものと介護保険によるものが併存し、各々異なる制度でサービスが提供されているため、記入を容易にすることによるしや負担軽減の観点と、分析のしやすさの観点から、病院票および一般診療所票とあわせて制度別に分ける。
「医療保険等による在宅サービス」については提供場所を含めたサービス提供状況の分析に活用するため、訪問診療先を細分化する。
「介護保険による在宅サービス」については、介護保険施設や事業所における口腔関連サービスの提供が利用者の健康状態の維持につながるものが介護給付費分科会においても着目されていることから、施設等における口腔関連サービスの提供への歯科診療所の関与の実態を把握し、今後の関連サービスに関する施策立案の基礎資料とするため、調査項目を追加する。

○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。

歯科診療所票

新(令和2年)	旧(平成29年)	変更理由等
<p>(20) 介護保険施設の協力歯科医療機関</p> <p>(20) 介護保険施設の協力歯科医療機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協力歯科医療機関になっている 2 協力歯科医療機関になっていない 	<p>【新規項目】</p>	<p>介護保険施設における口腔関連サービスの提供が利用者の健康状態の維持につながるものが介護給付費分科会においても着目されており、現在、どの程度の歯科診療所が協力歯科医療機関となっているかが不明であり、介護保険サービスの提供状況とあわせ、分析に活用するため、その実態を把握する。</p>
<p>(21) 従事者数</p>	<p>(22) 従事者数</p>	<p>○調査事項の削除により調査事項番号を変更する。 調査事項に変更なし。</p>

動態調査票

新(令和2年10月分)

(10)診療科目

(10)診療科目	<input type="checkbox"/>
01 内科	<input type="checkbox"/>
02 呼吸器内科	<input type="checkbox"/>
03 循環器内科	<input type="checkbox"/>
04 消化器内科(胃腸内科)	<input type="checkbox"/>
05 腎臓内科	<input type="checkbox"/>
06 脳神経内科	<input checked="" type="checkbox"/>
07 糖尿病内科(代謝内科)	<input type="checkbox"/>
08 血液内科	<input type="checkbox"/>
09 皮膚科	<input type="checkbox"/>
10 アレルギー科	<input type="checkbox"/>
11 リウマチ科	<input type="checkbox"/>
12 感染症内科	<input type="checkbox"/>
13 小児科	<input type="checkbox"/>
14 精神科	<input type="checkbox"/>
15 心療内科	<input type="checkbox"/>

旧(令和2年9月分)

(10)診療科目

(10)診療科目	<input type="checkbox"/>
01 内科	<input type="checkbox"/>
02 呼吸器内科	<input type="checkbox"/>
03 循環器内科	<input type="checkbox"/>
04 消化器内科(胃腸内科)	<input type="checkbox"/>
05 腎臓内科	<input type="checkbox"/>
06 脳神経内科	<input checked="" type="checkbox"/>
07 糖尿病内科(代謝内科)	<input type="checkbox"/>
08 血液内科	<input type="checkbox"/>
09 皮膚科	<input type="checkbox"/>
10 アレルギー科	<input type="checkbox"/>
11 リウマチ科	<input type="checkbox"/>
12 感染症内科	<input type="checkbox"/>
13 小児科	<input type="checkbox"/>
14 精神科	<input type="checkbox"/>
15 心療内科	<input type="checkbox"/>

変更理由等

○平成29年度第4回日本神経学会理事会(2017年9月16日開催)にて、学会として「神経内科」の標榜診療科名を「脳神経内科」に変更することが承認された。これに伴い、「神経内科」を「脳神経内科」に変更する。

令和2年に実施する 医療施設調査 調査票(変更後) (案)

- | | |
|-------|----------------|
| 様式第1号 | 医療施設静態調査病院票 |
| 様式第2号 | 医療施設静態調査一般診療所票 |
| 様式第3号 | 医療施設静態調査歯科診療所票 |
| 様式第4号 | 医療施設動態調査票 |

厚生労働省



病院票(案)

(令和2年10月1日現在)

注:※印の箇所は、記入しないでください。

※ 整理番号										
※ 保健所 符号										
※ 市区町村 符号										

(1) 施設の所在地	〒	TEL
(2) 施設名		
法人番号		

(3) 休止・休診の状況

1 休止中

2 1年以上休診中

3 1年未満休診中

(4) 開設者	(8) 診療科目				(9) 患者数	
	標ぼう	9月中 休診中	特定の 曜日のみ	あてはまるものすべてに○	9月中の 外来患者延数	9月30日 24時現在の 在院患者数
01~26のあてはまるものひとつに○ * の開設者のうち、医育機関は27にも○						
01 厚生労働省	01	01	01	内科	人	人
02 独立行政法人国立病院機構	02	02	02	呼吸器内科	人	人
03 国立大学法人*	03	03	03	循環器内科	人	人
04 独立行政法人労働者健康安全機構	04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	人	人
05 国立高度専門医療研究センター	05	05	05	腎臓内科	人	人
06 独立行政法人地域医療機能推進機構	06	06	06	脳神経内科	人	人
07 その他	07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	人	人
08 都道府県*	08	08	08	血液内科	人	人
09 市町村*	09	09	09	皮膚科	人	人
10 地方独立行政法人*	10	10	10	アレルギー科	人	人
11 日赤	11	11	11	リウマチ科	人	人
12 済生会	12	12	12	感染症内科	人	人
13 北海道社会事業協会	13	13	13	小児科	人	人
14 厚生連	14	14	14	精神科	人	人
15 国民健康保険団体連合会	15	15	15	心療内科	人	人
16 健康保険組合及びその連合会	16	16	16	外科	人	人
17 共済組合及びその連合会	17	17	17	呼吸器外科	人	人
18 国民健康保険組合	18	18	18	心臓血管外科	人	人
19 公益法人	19	19	19	乳腺外科	人	人
20 医療法人	20	20	20	気管食道外科	人	人
21 私立学校法人*	21	21	21	消化器外科(胃腸外科)	人	人
22 社会福祉法人	22	22	22	泌尿器科	人	人
23 医療生協	23	23	23	肛門外科	人	人
24 会社	24	24	24	脳神経外科	人	人
25 その他の法人	25	25	25	整形外科	人	人
26 個人	26	26	26	形成外科	人	人
27 医育機関(再掲)	27	27	27	美容外科	人	人
(5) 許可病床数	28	28	28	眼科	人	人
精神病床	29	29	29	耳鼻いんこう科	人	人
感染症病床	30	30	30	小児外科	人	人
結核病床	31	31	31	産婦人科	人	人
療養病床	32	32	32	産科	人	人
一般病床	33	33	33	婦人科	人	人
合計	34	34	34	リハビリテーション科	人	人
回復期リハビリテーション病床(再掲)	35	35	35	放射線科	人	人
療養病床	36	36	36	麻酔科	人	人
認知症病床(再掲)	37	37	37	病理診断科	人	人
(6) 社会保険診療等の状況	38	38	38	臨床検査科	人	人
1 保険医療機関	39	39	39	救急科	人	人
2 自由診療のみ	40	40	40	歯科	人	人
(7) 救急告示の有無	41	41	41	矯正歯科	人	人
1 有	42	42	42	小児歯科	人	人
2 無	43	43	43	歯科口腔外科	人	人

次ページへ続く

(10) 9月中の外来患者				(18) 表示診療時間の状況 合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。																									
初診の患者の数				通常の1週間の診療時間																									
(11) 処方状況等 9月中の実施状況を記入してください。				表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。																									
入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回		曜日		午前		午後		18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時		22時以降											
外来患者への処方数(9月中の延回数)		院内処方数		院外処方箋交付数		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日		日曜日		休日									
医療用麻薬の処方		1 有		2 無		1		2		3		4		5		6		7		7									
内服薬処方箋における分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○				1 1回量を処方の基本単位としている																									
2 1日量を処方の基本単位としている				3 1回量と1日量の併記としている																									
4 規定なし																													
(12) 臨床研修医 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。				1 いる () 人 *臨床研修歯科医を除く																									
2 いない																													
(13) 退院調整支援担当者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。				1 いる () 人 *入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ																									
2 いない																													
(14) 医師事務作業補助者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。				1 いる () 人 *医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たす満たさないに関わらず記入																									
2 いない																													
(15) 救急医療体制				初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○																									
1 初期(軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設)				2 二次(入院を要する救急医療施設)																									
3 初期・二次両方ともなし																													
夜間(深夜も含む)の救急対応		対応している		対応していない		1 院内の施設を利用		2 院外の施設を利用		3 していない		夜間保育		1 有		2 無		病児保育		1 有		2 無							
各項目について、いずれかひとつに○		ほぼ毎日		ほぼ毎日以外		1		2		3		施設の利用者		1 自施設の医師・歯科医師		2 自施設の看護師・准看護師		3 その他の自施設の職員		4 併設施設の職員		5 その他							
内科系疾患		1		2		3																							
小児科(小児外科を含む)疾患		1		2		3																							
外科系疾患		1		2		3																							
脳神経外科系疾患		1		2		3																							
産科疾患(分娩を含む)		1		2		3																							
多発外傷		1		2		3																							
精神科救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに○		1 体制あり		2 体制なし																									
夜間(深夜も含む)の救急対応		対応している		3 対応していない																									
1 ほぼ毎日		2 ほぼ毎日以外																											
(16) 専門外来の設置 あてはまるものすべてに○				1 禁煙外来																									
2 助産師外来																													
(17) 委託の状況 あてはまるものひとつに○				全部委託		一部委託		委託していない		1 導入している		フィルムレス運用		1 完全実施		2 一部実施		2 今後導入する予定がある		導入予定時期		1 令和2年度		2 令和3年度		3 令和4年度		4 令和5年度以降	
給食(患者用)		1		2		3																							
滅菌(治療用具)		1		2		3																							
保守点検業務(医療機器)		1		2		3																							
検体検査		1		2		3																							
保守点検業務(医療ガス供給設備)		1		2		3																							
清掃		1		2		3																							
患者の搬送		1		2		3																							
(21) オーダリングシステムの導入状況 あてはまるものすべてに○				1 導入している																									
2 導入していない																													
(22) 医用画像管理システム(PACS)の導入状況				1 導入している																									
2 今後導入する予定がある				3 導入する予定なし																									
3 導入する予定なし																													
(23) 診療録電子化(電子カルテ)の状況				1 病院全体で電子化している																									
2 病院内の一部で電子化している				3 今後電子化する予定がある																									
4 電子化する予定なし																													

(24) 医療情報の電子化の状況 (21) オーダリングシステムを「1 導入している」、 (22) 医用画像管理システム(PACS)を「1 導入している」、 (23) 診療録電子化(電子カルテ)を「1 電子化している」、 または「2 一部で電子化している」 } いずれかを選択している場合は記入してください。										(27) 在宅医療サービスの実施状況 併設施設によるサービスを除く 実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。									
データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○ 1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管 2 外部の事業者等に委託して保管					ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無 1 有 2 無					医療保険等による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない									
データの利用範囲 いずれかひとつに○ 1 自施設内のみで利用 2 他の医療機関等と連携して利用					他の医療機関等とのネットワークの有無 1 有 2 無					介護保険による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない									
患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○ 1 紙面・フィルム等により情報提供している 2 電子的な方法でデータ自体を提供している 3 情報提供していない										居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む) 10 件 訪問看護(介護予防サービスを含む) 11 件 訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む) 12 件									
SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○ 1 実装している 2 実装していない										(28) 特殊診療設備									
(25) 遠隔医療システムの導入状況 9月中の延数を記入してください。					遠隔画像診断 1 有 → 診断依頼を受けた数 (施設から 計 件) 2 無 診断依頼に出した数 (施設に 計 件)					01~06はそれぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入 ICU(特定集中治療室) 01 床 人 SCU(脳卒中集中治療室) 02 床 人 MFICU(母体・胎児集中治療室) 03 床 人 無菌治療室(手術室は除く) 04 床 人 放射線治療病室 05 床 人 外来化学療法室 06 床 人									
遠隔病理診断 1 有 → 診断依頼を受けた数 (施設から 計 件) 2 無 診断依頼に出した数 (施設に 計 件)					遠隔在宅診療・療養支援 1 有 → 患者延数 (人) 2 無					07は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているものをいう。 (「総合周産期特定集中治療室管理料」に含まれる「新生児集中治療室」の病床を含む。) NICU(新生児特定集中治療室) 07 床 人									
(26) 医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○					責任者 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 その他 配置していない					08~11は診療報酬上の施設基準又は要件を満たさずに関わらず記入 CCU(心臓内科集中治療室) 08 床 人 GCU(新生児治療回復室) 09 床 人 PICU(小児集中治療室) 10 床 人 陰圧室 11 床 人									
医療安全体制(全般) 1 2 3 4 5 6 7 8 9					院内感染防止対策 1 2 3 4 5 6 7 8 9					(29) 緩和ケアの状況 施設基準を満たしていないものを含む。									
医療機器安全管理 1 2 3 4 5 6 7					医薬品安全管理 1 2 3 4					緩和ケア病棟 1 有 → 病床数 (床) 2 無 9月中の取扱患者延数 (人)									
医療放射線安全管理 1 2 5					院内感染防止対策の専任担当者の状況 1 いる (人) 2 いない					緩和ケアチーム 1 有 → 9月中の患者数 (人) 2 無 (再掲)新規介入患者数 (人)									
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度 1 ほぼ毎日 2 週1回以上 3 月2~3回程度 4 月1回程度 5 月1回未満					医療機器安全体制の保守計画の管理 保守計画の策定 1 一括管理 2 病棟・部門ごと 3 その他 保守計画の実施 1 一括管理 2 病棟・部門ごと 3 その他					(30) 手術等の実施状況 9月中の実施件数 装置の台数 悪性腫瘍手術 1 件 人工透析 2 件 分娩(正常分娩を含む) 3 件 帝王切開娩出術(再掲) 4 件 帝王切開を除く無痛分娩(再掲) 5 件									
患者相談担当者の配置の有無 1 有 2 無					1 取り扱っている 2 取り扱っていない					小数点以下第2位四捨五入 担当医師数(常勤換算) 人 担当助産師数(常勤換算) 人 院内助産所の有無 1 有 2 無									

(31) 検査等の実施状況 * 患者数には手術に伴うものを含む。				9月中の患者数	装置の台数	(34) 歯科訪問診療の受け入れの有無			
骨塩定量測定				01	人	1 受け入れている 2 受け入れていない			
気管支内視鏡検査*				02	人				
上部消化管内視鏡検査*				03	人	(35) 剖検			
大腸内視鏡検査*				04	人	剖検の有無			
血管連続撮影				05	人	1 している → 9月中の剖検 (件) 2 していない			
DSA(再掲)				06	人	9月中の死亡数 (人)			
循環器DR(再掲)				07	人	剖検をしていない場合も、9月中の死亡数を記入してください。			
マンモグラフィ				08	人	(36) 病棟における看護職員の勤務体制			
RI検査(シンチグラム)				09	人	看護師、准看護師の勤務体制を病棟別に記入してください。 複数種類の病床を有する病棟は、一番多い病床に該当する病棟に記入してください。			
SPECT(再掲)				10	人	配置している看護師・准看護師			
PET				11	人	時間帯(シフト)			
PETCT				12	人	看護単位数(看護師・准看護師の人数別)			
CT				13	人	1人 2人 3人以上			
マルチスライス				14	人				
4列以上16列未満				15	人				
4列未満				16	人				
その他				17	人				
MRI				18	人	一般病棟			
3.0テスラ以上				18	人	三交代制 人 準夜勤 深夜勤			
1.5テスラ以上3.0テスラ未満				19	人	二交代制 人 夜勤			
1.5テスラ未満				20	人	当直制・他 人 夜勤			
3D画像処理				21	人	療養病棟			
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)				22	人	三交代制 人 準夜勤 深夜勤			
(32) 放射線治療の実施状況				9月中の患者数	装置の台数	結核病棟・精神病棟			
患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。						三交代制 人 準夜勤 深夜勤			
位置決め装置				1	人	二交代制 人 夜勤			
X線シミュレーター				1	人	当直制・他 人 夜勤			
CTシミュレーター				2	人				
放射線治療計画装置				3	人	(記入例) 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位(準夜勤 3人、深夜勤 2人)で看護している場合			
放射線治療(体外照射)				4	人	配置している看護師・准看護師			
リニアック・マイクロロン(再掲)				5	人	時間帯(シフト)			
ガンナイフ・サイバーナイフ(再掲)				6	人	看護単位数(看護師・准看護師の人数別)			
放射線治療(腔内・組織内照射)				7	人	1人 2人 3人以上			
RALIS(再掲)				8	人	三交代制 20人 準夜勤 1 深夜勤 1			
IMRT(強度変調照射)等の高精度照射				9	1 有 2 無				
(33) 歯科設備				保有しているものすべてに○		(37) 新人看護職員研修の状況			
1 歯科診療台 (台) ※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。						1 新人看護職員がいる			
2 デンタル・パノラマX線装置						1 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している 2 新人看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している 3 新人看護職員研修を実施していない			
3 歯科用CT装置						2 新人看護職員がいない			
4 手術用顕微鏡									
5 滅菌機器(オートクレーブ等)									
6 ポータブル歯科ユニット									

(38) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。			
職 種	常 勤	非常勤(常勤換算)			
		[常勤]従事者の人数		[非常勤]従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
		↓小数点			
01	医師				
02	歯科医師				

(注)

1) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

職 種	実人員		常勤換算	
	[常勤]・[非常勤]従事者の人数		[常勤]と[非常勤]従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
			↓小数点	
03	薬剤師			
04	保健師			
05	助産師			
06	看護師			
07	准看護師			
08	看護業務補助者			
09	理学療法士(PT)			
10	作業療法士(OT)			
11	視能訓練士			
12	言語聴覚士			
13	義肢装具士			
14	歯科衛生士			
15	歯科技工士			
16	診療放射線技師			
17	診療エックス線技師			
18	臨床検査技師			
19	衛生検査技師			
20	臨床工学技士			
21	あん摩マッサージ指圧師			
22	柔道整復師			
23	管理栄養士			
24	栄養士			
25	精神保健福祉士			
26	社会福祉士			
27	介護福祉士			
28	保育士			
29	公認心理師			
30	その他の技術員			
31	医療社会事業従事者			
32	事務職員			
33	その他の職員			

2) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$$

※1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

3) 「28 保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みませ

記 入 者	備 考
(所 属)	
(氏 名)	

ご協力ありがとうございました



統計法に基づく
基幹統計調査

医療施設静態調査

一般診療所票(案)



政府統計

厚生労働省

(令和2年10月1日現在)

注:※印の箇所は、記入しないでください。

※ 整理番号										※ 保健所 符号						※ 市区町村 符号					
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------	--	--	--	--	--	-----------------	--	--	--	--	--

(1)施設の所在地	〒	TEL										(3) 休止・休診の状況
(2)施設名												
法人番号												

1	休止中
2	1年以上休診中
3	1年未満休診中

(4)開設者 あてはまるものひとつに○		(7)診療科目 あてはまるものすべてに○	
<ul style="list-style-type: none"> 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 10 地方独立行政法人 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人 		<ul style="list-style-type: none"> 01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科(胃腸内科) 05 腎臓内科 06 脳神経内科 07 糖尿病内科(代謝内科) I 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー科 11 リウマチ科 12 感染症内科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科 II 16 外科 17 呼吸器外科 18 心臓血管外科 19 乳腺外科 20 気管食道外科 21 消化器外科(胃腸外科) 22 泌尿器科 23 肛門外科 24 脳神経外科 25 整形外科 26 形成外科 27 美容外科 28 眼科 29 耳鼻いんこう科 30 小児外科 31 産婦人科 32 産科 33 婦人科 III 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 歯科 41 矯正歯科 42 小児歯科 43 歯科口腔外科 	
(5)許可病床数		(8)主たる診療科目 二つ以上の科目を標ぼうしている場合、 主たる診療科目の番号を「(7)診療科目」 からひとつ選んで記入してください。	
療養病床	床		
一般病床	床		
合計	床		
(6)社会保険診療等の状況 いずれかに○			
<ul style="list-style-type: none"> 1 保険医療機関又は保険医 2 自由診療のみ 			

記入例	
0:1	

次ページへ続く

(9) 診療状況			(17) 表示診療時間の状況								
9月30日24時現在の在院患者数	人		合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。 通常の1週間の診療時間								
9月中の退院患者数	人										
9月中の外来患者延数	人										
初診の患者の数(再掲)	人										
(10) 処方状況等			表示診療時間								
9月中の実施状況を記入してください。			通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。								
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	
	院外処方箋交付数	回	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	
医療用麻薬の処方	1 有		火曜日	1	2	3	4	5	6	7	
	2 無		水曜日	1	2	3	4	5	6	7	
(11) 診療所の種類			いずれかひとつに○								
1 一般診療業務を主とする			木曜日								
2 相談・指導業務を主とする			金曜日								
3 採血及び供血を主とする			土曜日								
4 検診業務(集団・個別)を主とする			日曜日								
5 検査業務を主とする			休日								
6 人工透析を主とする			1 2 3 4 5 6 7								
7 巡回診療を主とする			1 2 3 4 5 6 7								
8 休日夜間急患センター			1 2 3 4 5 6 7								
9 介護保険サービス提供を主とする			1 2 3 4 5 6 7								
(12) 期間診療所等			(18) 受動喫煙対策の状況								
あてはまるものすべてに○			いずれかに○								
1 特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所			1 敷地内を全面禁煙としている								
2 事業所内の診療所			2 特定屋外喫煙場所を設置している								
3 市町村保健センター内の診療所											
4 該当なし											
(13) 退院調整支援担当者			(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況								
いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。			1 診療所全体で電子化している								
1 いる (人) *入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ			2 診療所内の一部で電子化している								
2 いない			3 今後電子化する予定がある →								
			4 電子化する予定なし								
			電子化 予定時期								
			1 令和2年度								
			2 令和3年度								
			3 令和4年度								
			4 令和5年度以降								
(14) 救急医療体制			(20) 医療情報の電子化の状況								
各項目について、いずれかひとつに○			(19) 診療録電子化(電子カルテ)を「1 電子化している」または「2 一部で電子化している」を選択している場合のみ記入してください。								
救急告示の有無	1 有	2 無	データの保管を行う場所								
在宅当番医制	1 有	2 無	あてはまるものすべてに○								
精神科救急医療体制	1 体制あり	2 体制なし	1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管								
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		2 外部の事業者等に委託して保管								
	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無								
3 対応していない			1 有								
			2 無								
(15) 専門外来の設置			データの利用範囲								
あてはまるものすべてに○			いずれかひとつに○								
1 禁煙外来			1 自施設内のみで利用								
2 助産師外来			2 他の医療機関等と連携して利用								
			他の医療機関等とのネットワークの有無								
			1 有								
			2 無								
(16) 委託の状況			患者への情報提供の方法								
あてはまるものひとつに○			あてはまるものすべてに○								
給食(患者用)	全部委託	一部委託	委託していない	1 紙面・フィルム等により情報提供している							
滅菌(治療用具)	1	2	3	2 電子的な方法でデータ自体を提供している							
保守点検業務(医療機器)	1	2	3	3 情報提供していない							
検体検査	1	2	3								
感染性廃棄物処理	1	2	3	SS-MIX標準化ストレージ							
清掃	1	2	3	いずれかひとつに○							
			1 実装している								
			2 実装していない								

(21) 遠隔医療システムの導入状況										(24) 検査等の実施状況			9月中の患者数	装置の台数				
9月中の延数を記入してください。										*患者数には手術に伴うものを含む。								
遠隔画像診断										骨塩定量測定	01	人						
1 有 → 診断依頼を受けた数 (_____ 施設から 計 _____ 件)										気管支内視鏡検査*	02	人						
2 無 → 診断依頼に出した数 (_____ 施設に 計 _____ 件)										上部消化管内視鏡検査*	03	人						
遠隔病理診断										大腸内視鏡検査*	04	人						
1 有 → 診断依頼を受けた数 (_____ 施設から 計 _____ 件)										血管連続撮影	05	人						
2 無 → 診断依頼に出した数 (_____ 施設に 計 _____ 件)										DSA(再掲)	06	人						
										循環器DR(再掲)	07	人						
										マンモグラフィー	08	人	台					
遠隔在宅診療・療養支援 1 有 → 患者延数 (_____ 人)										RI検査(シンチグラム)	09	人	台					
2 無										SPECT(再掲)	10	人	台					
(22) 医療安全体制										PET		人	台					
各項目について、あてはまるものひとつに○										PETCT	11	人	台					
責 任 者										PET	64列以上	12	人	台				
											16列以上64列未満	13	人	台				
医師										CT	マルチスライス	14	人	台				
											4列以上16列未満	15	人	台				
歯科医師										MRI	4列未満	16	人	台				
											その他	17	人	台				
薬剤師										MRI	3.0テスラ以上	18	人	台				
											1.5テスラ以上3.0テスラ未満	19	人	台				
看護師										MRI	1.5テスラ未満	20	人	台				
											診療放射線技師	21	人					
臨床検査技師										MRI	3D画像処理	22	人					
											臨床工学技士	23	人					
その他										MRI	冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	24	人					
											配置していない	25	人					
医療安全体制(全般)										1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策										1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理										1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理										1	2	3	4					
医療放射線安全管理										1	2			5				
(23) 在宅医療サービスの実施状況 併設施設によるサービスを除く										(25) 手術等の実施状況			9月中の実施件数	装置の台数				
実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。										悪性腫瘍手術			1	件				
医療保険等による在宅サービス 1 実施している										外来化学療法			2	件				
2 実施していない										人工透析			3	件				
往診										01	件							
在宅患者訪問診療										02	件							
歯科訪問診療										03	件							
救急搬送診療										04	件							
在宅患者訪問看護・指導										05	件							
精神科在宅患者訪問看護・指導										06	件							
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理										07	件							
訪問看護ステーションへの指示書の交付										08	件							
在宅看取り										09	件							
介護保険による在宅サービス 1 実施している										分娩(正常分娩を含む)			4	件				
2 実施していない										帝王切開分娩(再掲)			5	件				
居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)										10	件							
訪問看護(介護予防サービスを含む)										11	件							
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)										12	件							
在宅療養支援診療所の届出 いずれかに○ 施設数には自施設を含む。										帝王切開を除く無痛分娩(再掲)			6	件				
1 有										分娩の取扱			小数点以下第2位四捨五入					
2 無										1 取り扱っている			担当医師数(常勤換算)	人			
										2 取り扱っていない			担当助産師数(常勤換算)	人			
													院内助産所の有無	1 有	2 無			
(26) 放射線治療の実施状況										患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。			9月中の患者数	装置の台数				
放射線治療(体外照射)										1	人							
ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)										2	人	台						
放射線治療(腔内・組織内照射)										3	人							
(27) 歯科設備										歯科診療を行っている場合には、各項目のいずれかに○								
1 有										歯科診療台			1 有	2 無				
2 無										ポータブル歯科ユニット			1 有	2 無				

裏面へ続く

(28) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。	
職 種	常勤	非常勤(常勤換算)	
	「常勤」従事者の人数	「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
			↓小数点
01	医師	人	人
02	歯科医師	人	人

(注)

1) 一般診療所の本来業務に従事している人数のみを計上してください。
(老人ホーム等併設施設の職員は含みません。)

2) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

3) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。
小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。
得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。
常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

4) 「28 保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

職 種	実人員	常勤換算
	「常勤」「非常勤」従事者の人数	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)
		↓小数点
03	薬剤師	人
04	保健師	人
05	助産師	人
06	看護師	人
07	准看護師	人
08	看護業務補助者	人
09	理学療法士(PT)	人
10	作業療法士(OT)	人
11	視能訓練士	人
12	言語聴覚士	人
13	義肢装具士	人
14	歯科衛生士	人
15	歯科技工士	人
16	診療放射線技師	人
17	診療エックス線技師	人
18	臨床検査技師	人
19	衛生検査技師	人
20	臨床工学技士	人
21	あん摩マッサージ指圧師	人
22	柔道整復師	人
23	管理栄養士	人
24	栄養士	人
25	精神保健福祉士	人
26	社会福祉士	人
27	介護福祉士	人
28	保育士	人
29	公認心理師	人
30	その他の技術員	人
31	医療社会事業従事者	人
32	事務職員	人
33	その他の職員	人


記入者	備考
(所属)	
(氏名)	

ご協力ありがとうございました

(13) 技工物作成の委託の状況 各項目について、あてはまるものひとつに○		(19) 在宅医療サービスの実施状況 実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。		
国内で作成	1 委託している → 委託先歯科技工所数 (カ所) ※9月中の委託先歯科技工所数を記入してください。 2 委託していない	医療保険等による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない		
国外で作成	1 委託している 2 委託していない	訪問診療(居宅)	01 件	
		訪問診療(病院・診療所)	02 件	
		訪問診療(介護施設等)	03 件	
		訪問歯科衛生指導	04 件	
(14) 受動喫煙対策の状況 いずれかに○		介護保険による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない		
1 敷地内を全面禁煙としている 2 特定屋外喫煙場所を設置している		居宅療養管理指導(歯科医師による)	05 件	
		居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	06 件	
		介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	07 件	
		介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	08 件	
		介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	09 件	
		介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	10 件	
(15) 診療録電子化(電子カルテ)の状況		(20) 介護保険施設の協力歯科医療機関		
1 電子化している	電子化 予定時期	1 協力歯科医療機関になっている 2 協力歯科医療機関になっていない		
2 今後電子化する予定がある →				
3 電子化する予定なし				
(16) 医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○		(21) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。		
	責任者			
	歯科医師	歯科衛生士	その他	配置していない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4
院内感染防止対策	1	2	3	4
医療機器安全管理	1	2	3	
医薬品安全管理	1	2	3	
医療放射線安全管理	1		3	
(17) 歯科設備 保有しているものすべてに○		01 歯科医師 02 医師 03 歯科衛生士 04 歯科技工士		
1 歯科診療台 (台) ※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。 2 デンタル・パノラマX線装置 3 歯科用CT装置 4 手術用顕微鏡 5 滅菌機器(オートクレーブ等) 6 ポータブル歯科ユニット		実人員 常勤換算		
(18) インプラント手術の実施状況 いずれかに○		05 薬剤師 06 看護師 07 准看護師 08 歯科業務補助者 09 事務職員 10 その他の職員		
実施の有無に○をつけ、9月中の実施件数を記入してください。 9月中の実施件数がない場合は0件と記入してください。		「常勤」「非常勤」従事者の人数 「常勤」+「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)「0.1」「1.0」等、「0」を省略せずに記入してください。		
1 実施している → 9月中の実施件数 (件) 2 実施していない		↓小数点		
記入者		備考		
(所属)				
(氏 名)				

ご協力ありがとうございました

医療施設動態調査 動態調査票 (案)

<small>統計法に基づく基幹統計調査</small>  <small>調査票追加</small>		
医療施設動態調査票		
テック		
(1) 保健所符号		
(2) 整理番号		
(3) 市町村符号		
(4) 知分等 種別 変更内容	届出受理又は知分等日 元号 年 月 日	
	1 新規開設	<input type="checkbox"/>
	2 休止	<input type="checkbox"/>
	3 廃止	<input type="checkbox"/>
	4 再開	<input type="checkbox"/>
	5 開設許可取消	<input type="checkbox"/>
	6 変更	<input type="checkbox"/>
	1 施設名	<input type="checkbox"/>
	2 開設者	<input type="checkbox"/>
	3 地域医療支援病院	<input type="checkbox"/>
	4 救急告示(病院のみ)	<input type="checkbox"/>
	5 診療科目(病院のみ)	<input type="checkbox"/>
	6 許可病床数	<input type="checkbox"/>
	7 住居表示	<input type="checkbox"/>
(5) 施設名		
(6) 施設の所在地		
(7) 開設者		
開設者 (01-26)		
27 医育機関(再掲)	<input type="checkbox"/>	
(8) 地域医療支援病院		
(9) 救急告示		
(10) 診療科目	01 内科	<input type="checkbox"/>
	02 呼吸器内科	<input type="checkbox"/>
	03 循環器内科	<input type="checkbox"/>
	04 消化器内科(胃腸内科)	<input type="checkbox"/>
	05 腎臓内科	<input type="checkbox"/>
	06 脳神経内科	<input type="checkbox"/>
	07 腫瘍内科(代謝内科)	<input type="checkbox"/>
	I 08 血液内科	<input type="checkbox"/>
	09 皮膚科	<input type="checkbox"/>
	10 アレルギー科	<input type="checkbox"/>
	11 リウマチ科	<input type="checkbox"/>
	12 感染症内科	<input type="checkbox"/>
	13 小児科	<input type="checkbox"/>
	14 精神科	<input type="checkbox"/>
	15 心療内科	<input type="checkbox"/>
	16 外科	<input type="checkbox"/>
	17 呼吸器外科	<input type="checkbox"/>
	18 心臓血管外科	<input type="checkbox"/>
	19 泌尿器科	<input type="checkbox"/>
	20 気管食道外科	<input type="checkbox"/>
	21 消化器外科(胃腸外科)	<input type="checkbox"/>
	22 泌尿器科	<input type="checkbox"/>
	23 肛門外科	<input type="checkbox"/>
	II 24 脳神経外科	<input type="checkbox"/>
	25 整形外科	<input type="checkbox"/>
	26 形成外科	<input type="checkbox"/>
	27 美容外科	<input type="checkbox"/>
	28 眼科	<input type="checkbox"/>
	29 耳鼻いんこう科	<input type="checkbox"/>
	30 小児外科	<input type="checkbox"/>
	31 産婦人科	<input type="checkbox"/>
	32 産科	<input type="checkbox"/>
	33 婦人科	<input type="checkbox"/>
	34 リハビリテーション科	<input type="checkbox"/>
	35 放射線科	<input type="checkbox"/>
	36 麻酔科	<input type="checkbox"/>
	37 病理診断科	<input type="checkbox"/>
	III 38 臨床検査科	<input type="checkbox"/>
	39 救急科	<input type="checkbox"/>
	40 歯科	<input type="checkbox"/>
	41 矯正歯科	<input type="checkbox"/>
	42 小児歯科	<input type="checkbox"/>
	43 歯科口腔外科	<input type="checkbox"/>
(11) 許可病床数	精神	床
	感染症	床
	結核	床
	療養	床
	一般	床
計	床	
(12) 従事者数	医師	
	歯科医師	
	薬剤師	
	看護師	
	准看護師	
	歯科衛生士	
(13) 社会保険診療者の状況		
(14) 備考欄		

1 新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。
 2 休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(8)(5)の各項目についてのみ記入のこと。
 3 変更の場合は、(1)(2)(6)(5)の各項目及び(7)～(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。
 この調査は、統計法に基づく基幹統計調査に特許するものとする。この調査は、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

「医療施設調査」の実施の必要性

1 調査の目的・必要性

本調査は、全国の病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査という。」）を3年ごとに実施するとともに、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査という。」）を毎月実施している。

調査結果については、医療サービス提供体制の構築に係る医療法等の制度改正や、診療報酬改定のための基礎資料等として幅広く利用されている。

また、医療施設の状況を常時確実に把握することは、医療行政に不可欠の要素であることから、動態調査を毎月実施しているところであり、他の統計調査等で代替することはできない。加えて、厚生労働省等が実施する他の統計調査が標本抽出を行うための母集団情報としても利用されている。

2 他調査との重複

医療施設に関する調査としては、本調査のほかに、本省が実施する「病院報告」がある。

ただし、この調査は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握するものであり、検査・手術の実施状況や診療設備の保有状況などの診療機能の詳細を把握する本調査とは調査内容が異なっており、内容は重複していない。また、病院報告は診療所については悉皆調査ではないことから、本調査の代替とすることができない。

3 行政記録情報の利活用

静態調査では本省で保有している地域医療支援病院、特定機能病院、災害拠点病院、開放型病院、在宅療養支援病院の行政記録情報を活用しており、動態調査では、都道府県が保有している医療施設の開設、廃止、変更等の届出の行政記録情報を基に調査票情報を作成している。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

医療施設調査は事業所母集団データベース運用管理規定「第9 事業所母集団DBに記録する統計調査」に該当するため、個票データを令和3年12月に登録予定とし、調査結果名簿についても同時期に登録する予定。

医療施設調査結果の利用状況

医療行政等の施策への利用

施設数、病床数、診療科目別施設数は最も基礎的なデータとして利用されている。

1 医療提供体制関係

◆ 医療計画策定のための基礎資料

○ 医療計画の見直し等に関する検討会 医療機器の配置状況

○ 特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会 地域医療支援病院の数

○ 看護職員需給分科会 病床数等

等

2 診療報酬関係

◆ 診療報酬改定検討の際の基礎資料

◆ 最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成の基礎資料

3 その他

◆ 「少子化社会対策大綱」： 施策に関する数値目標の新生児集中治療管理室(NICU)病床数

◆ 医療分野の情報化の推進における資料 電子カルテシステム等の普及状況の推移

◆ 政策評価の指標

◆ 都道府県における保健統計年報等行政資料

他の統計調査の標本設計における利用

患者調査、受療行動調査、医療経済実態調査等の調査の標本設計に当たり、母集団情報を提供

白書等における分析での利用

- ◆ OECD (Health Data) への報告： 施設数・病床数、医療機器の設置状況、病院の従事者数等
- ◆ 厚生労働白書： 施設数・病床数、従事者数等